

2024 年 12 月 18 日

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 1119 第 13 号」(令和 6 年 11 月 19 日付)および「保医発 1129 第 8 号」(令和 6 年 11 月 29 日付)により下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

【保険算定の条件が変更された検査項目】(令和 6 年 11 月 20 日より適用)

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
アミロイド β 42/40 比(髄液)	1,282 点	「D004」穿刺液・採取液検査 (尿・糞便等検査)	下記 参照

(13) アミロイド β 42/40 比(髄液)

ア 「15」のアミロイド β 42/40 比(髄液)は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイド β 病理を示唆する所見を確認するため、CLEIA 法により、脳脊髄液中の β -アミロイド 1-42 及び β -アミロイド 1-40 を同時に測定した場合、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から 18 か月を超えて再開する場合は、さらに 1 回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ (略)

※下線の条件が変更されました。

●受託については弊社営業担当にご相談ください。

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

本社 〒710-0834 倉敷市笹沖 468 番地の 5

インフォメーション TEL(086)427-2323

ホームページ <http://www.oml-inc.jp>

【新たに保険収載された検査項目】（令和6年12月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
抗GM-CSF抗体	1,380点	「D014」自己抗体検査 (免疫学的検査)	下記 参照

(31) 抗 GM-CSF 抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D014」自己抗体検査の「43」抗 GM1IgG 抗体、抗 GQ1bIgG 抗体の所定点数2回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 150/100 を乗じ算定する。なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

●弊社受託未定

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
FGFR2融合遺伝子標本作製	7,824点	「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製 (病理)	下記 参照

(2) FGFR2 融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH 法(Break-apart 法)により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分の ALK 融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 120/100 を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。

●弊社受託未定

【保険適用の条件が追加された検査項目】（令和6年12月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
TARC	179点	「D015」血漿蛋白免疫学的検査 (免疫学的検査)	下記 参照

(6) 「18」の TARC は、以下のいずれかの場合に算定できる。

ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中の TARC 量を測定する場合に、月 1 回を限度として算定できる。

イ 薬剤性過敏症症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中の TARC 量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ COVID-19 と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中の TARC 量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。

※下線の条件が追加されました。

●弊社受託中

コード No.07958(4038) TARC

以上